

ちばの木の香る街づくり推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 ちばの木の香る街づくり推進事業の実施については、ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、公共建築物及び民間の展示効果の高い施設における県産木材を使用した内装等の木質化や木製品の設置に係る経費を支援することにより、県産木材の利用促進を通じて森林の健全な育成を図ることを目的とする。

(交付申請)

第3条 要綱第6条第1項の規定により補助金交付申請書を提出するときは、ちばの木の香る街づくり推進事業計画書(第1号様式)、申請者の概要(第2号様式)、その他必要書類を添付すること。

(実績報告書)

第4条 事業実施主体は、要綱第9条第1項の規定により事業完了後速やかに実績報告書を提出し、事業実施年度の3月末日までに実施内容及び支出に関する確認検査を受検完了しなければならない。

2 実績報告書には、事業実績書(第4号様式)、完成写真(印刷、画像データ)のほか支出証拠書類の写し、産地及び合法性の確認できる書類の写し(「ちばの木管理票」とそれに付随する「森林経営計画書」及び「認定書」、再造林について記載された「伐採及び伐採後の造林の届け出受理通知」等の書類)、消費税の納税対応状況確認表(第5号様式)を添付すること。

(普及啓発)

第5条 事業実施主体は、県が県産木材の普及啓発を目的として行う広報用素材の撮影、施設見学会の開催、アンケート調査などの広報活動に協力しなければならない。また、県が広報用素材として撮影した画像及び事業実施主体が県に提出した画像や施工業者の情報を、県のホームページやパンフレット等に使用することに同意するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、

知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月24日から施行し、平成31年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月16日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

第1号様式(第3条)

ちばの木の香る街づくり推進事業計画書

1 事業計画の概要

2 アピールポイント(展示効果、デザイン、機能性等)

3 対象施設に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 名 称 | |
| 所 在 | |
| 種 別 | |
| 構 造 | 造 階建て |
| 延 べ 床 面 積 | |
| 想 定 さ れ る 利 用 者 数 | |
| 施 設 を 使 用 す る 権 利 等 | (該当するものを○印で囲んでください。「その他」の場合は括弧内に具体的に 記載してください。) 所有 ・ 賃借 ・ その他() |

4 計画内容

(1) 内装等の木質化

| | |
|--------------------|---------------------------------|
| 木質化する部分 | |
| 木質化する延べ面積 | 壁、床、天井等の木質化面積 (m ²) |
| 木材の加工方法 | (乾燥方法・防蟻・防腐・塗装など) |
| 木材使用量 (樹種・材積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 県産木材使用量 (樹種・材積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 県産木材 納入予定業者 | |
| 施工予定業者 | |

(2) 木製品の導入

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 導入する箇所 | |
| 導入する製品種別 | |
| 製品名称・数量 | |
| 県産木材使用量 (樹種・材積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 納入予定業者 | |

5 事業費等

| 区分 | 事業費 (円) | 補助対象経費 (円) | 補助対象経費の内訳(円) | | 備考 |
|-------------|------------|---------------|--------------------|-----|----|
| | | | 県補助金 (千円未満切り捨て) | 負担金 | |
| 内装等の 木質化 | | | | | |
| 木製品の 導入 | | | | | |
| 計 | | | | | |

【留意事項】消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を「補助対象経費」に記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

6 実施スケジュール

| | | | | |
|--------------------------------|----|---|---|---|
| 本事業に関する工期 (木質化・木製品の設置に係る工期) | 始期 | 年 | 月 | 日 |
| | 終期 | 年 | 月 | 日 |

7 他の補助金等に関する確認

該当するものを○印で囲んでください。

| | |
|----------------------|---------|
| 本事業以外の補助金等の受給(予定)の有無 | あり ・ なし |
|----------------------|---------|

8 表示板の設置など県産木材をPRする取組

該当するものを○印で囲んでください。

| | |
|---|---------|
| 表示板の設置 | あり ・ なし |
| その他(補助金額の上限が 400万円の枠の場合) ※独自の取組があれば 具体的に記載してください | |

添付資料

- (1) 対象施設の所在地を表示した位置図
- (2) 対象施設のパンフレット・写真
- (3) 想定される利用者数の積算根拠資料
- (4) 内装等の木質化に係る資料
 - ア 木質化実施箇所周辺の写真
 - イ 設計図(立面図、平面図、断面図、内観イメージ図等)
県産木材の使用箇所がわかるよう明示すること。
 - ウ 完成イメージ図等
- (5) 木製品の導入に係る資料
 - ア 木製品を設置する箇所周辺の写真
 - イ 木製品の配置図
 - ウ 既製の木製品を導入する場合は、パンフレット等の製品の仕様がわかる資料
 - エ 木製品を製作する場合は、設計図(立面図、平面図等)
- (6) 木材使用量明細書
- (7) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料(見積書等)
- (8) 要綱第5条第7号に規定する表示板に係る資料(仕様図・設置箇所等)
- (9) 補助対象施設を所有等していることが確認できる書類
- (10) 千葉県 の 県税 の 完納 情報 の 提供 同意 書 (要 領 第 3 号 様 式)、
または完納証明書の写し
- (11) 法人登記の全部事項証明書の写し
- (12) 直近の決算に係る損益計算書
- (13) 誓約書(要綱第7号様式)
- (14) 役員等名簿(要綱第8号様式)
- (15) その他知事が必要と認める資料

注 市町村が申請する場合は(9)～(14)の添付は不要です。

第2号様式(第3条)

申請者の概要

| | |
|------------------------|--|
| 団体・企業の情報 | |
| 団体名 企業名 | |
| 代表者 役職・氏名 | |
| 所在地 | 〒 ー |
| 設立年月日 | |
| 資本金・出資金 | |
| 従業員数 (構成員数・会員数) | |
| (団体)設立目的 (企業)主な業務内容 | |
| 消費税等の課税方式 | (該当するものを○印で囲んでください) 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 |
| 事務担当者 | |
| 役職・氏名 | |
| 連絡先 | TEL FAX E-mail |

第3号様式（第3条）

令和6年度 千葉県税の完納情報提供に関する同意書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 宛て

【申請者】

| | |
|---------|--|
| 法人本社所在地 | |
| フリガナ | |
| 法人名 | |
| 電話番号 | |

【同意する事項】（以下の内容を読んで、□にチェックを入れてください。）

申請者は、以下のことに同意します。

全ての千葉県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、千葉県の税務担当職員が納付状況の審査に関わる職員に対して、千葉県税の完納情報の提供を行うこと。

【注意事項】

* この同意書が提出された時点で千葉県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまでに、時間差が生じる場合がありますので、御了承ください。

第4号様式(第4条)

ちばの木の香る街づくり推進事業実績書

事業内容

(1) 内装等の木質化

| | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 木 質 化 部 分 | |
| 木 質 化 延 べ 面 積 | 壁、床、天井等の木質化面積 (m ²) |
| 木 材 の 加 工 方 法 | (乾燥方法・防蟻・防腐・塗装など) |
| 木 材 使 用 量 (樹 種 ・ 材 積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 県 産 木 材 使 用 量 (樹 種 ・ 材 積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 県 産 木 材 納 入 業 者 | |
| 施 工 業 者 | |
| 完 成 年 月 日 | |

(2) 木製品の導入

| | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 導 入 箇 所 | |
| 導 入 製 品 種 別 | |
| 製 品 名 称 ・ 数 量 | |
| 県 産 木 材 使 用 量 (樹 種 ・ 材 積) | 樹種 材積 (m ³) |
| 納 入 業 者 | |
| 納 入 年 月 日 | |

第5号様式（第4条）

消費税の納税対応状況確認表

| 納税対応区分 | | 該当するものに○印を記入 | 消費税等仕入控除税額 |
|--------|---|-----------------|------------|
| 1 | 免税事業者 | | なし |
| 2 | 補助対象経費のすべてが非課税仕入れである | | |
| 3 | 簡易課税方式により申告している | | |
| 4 | 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている | | |
| 5 | 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。 | | |
| 6 | 課税売上高が5億円以下で、かつ課税売上割合が95%以上 | | あり |
| 7 | 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満 | 個別対応方式により確定申告 | |
| | | 一括比例配分方式により確定申告 | |